

議案第 1 号

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成18年10月18日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則

第1条中「沖縄県立高等学校授業料等徴収条例」を「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例」に、「及び第8条」を「、第8条及び第9条」に改め、「猶予」を「猶予、沖縄県立中学校の入学考査料等の免除及び減額」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第7条の2を第7条とする。

第10条第1項中「入学考査料」を「沖縄県立高等学校の入学考査料（以下、「入学考査料」という。）」に改める

第12条中「証明手数料」を「沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料」に、「高等学校の卒業生で」を「高等学校又は沖縄県立中学校の卒業生が」に改め、「当該学校」を「卒業した当該学校」に改める。

第1号様式から第4号様式までの様式中「第6条関係」を「第5条関係」に改める。

第5号様式から第6号様式の2までの様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

第11号様式中「沖縄県立高等学校等徴収条例施行規則」を「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する

## 規則（案）の概要

部課名 教育庁財務課

### 1 件名

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

### 2 改正の概要及び理由

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の改正に伴う関連箇所の修正及び授業料の免除又は減額する者の数の上限を廃止するため、規則を改正する。

### 3 改正案の内容

- (1) 題名を「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則」に改める。
- (2) 第1条中の条例名を改正する。
- (3) 授業料の免除又は減額する者の数の上限を廃止するため、第5条を削る。
- (4) 条文の削除に伴う様式中条文番号の改正を行う。
- (5) その他所要の改正を行う。
- (6) 施行は、公布の日からとする。（附則）

### 4 根拠法令

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例

### 5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例
- (3) 沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例(昭和48年沖縄県条例第41号。以下、「条例」という。)第6条第8号の授業料等第8条及び第9条の規定に基づき、沖縄県立高等学校の授業料等の免除、減額、徴収の猶予、他の必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>削除</p> <p>第5条 略 (免除又は減額の申請手続)</p> <p>第6条 略 (免除又は減額の承認及び通知決定)</p> <p>第7条 略 (授業料等の還付)</p> <p>第8条～第9条 省略</p> <p>第10条 沖縄県立高等学校の入学検査料(以下、「入学検査料」という。)の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>省 略</p> <p>第11条 省 略 (証明手数料)</p>	<p>沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立高等学校授業料等徴収条例(昭和48年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。)第6条及び第8条の規定に基づき、沖縄県立高等学校の授業料等の免除、減額、徴収の猶予、他の必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 省略 (免除又は減額する者の数)</p> <p>第5条 授業料を免除し、又は減額する者の数は、原則として学校の在籍生徒数の100分の8以内とする。ただし、災害による免除又は減額の場合は、この限りでない。</p> <p>第6条 略 (免除又は減額の申請手続)</p> <p>第7条 略 (免除又は減額の承認及び通知決定)</p> <p>第7条の2 略 (授業料等の還付)</p> <p>第8条～第9条 省略</p> <p>(入学検査料の減免)</p> <p>第10条 入学検査料の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>省 略</p> <p>第11条 省 略 (証明手数料)</p>

第12条 沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料は、校長が次の各号のいずれかに該当する証明書を、そのつど徴収する。ただし、沖縄県立高等学校に在籍する生徒以外に、沖縄県立高等学校に在籍する生徒以外に卒業した者は、そのつど徴収しない。

省 略

- 第1号様式 (第5条関係)
- 第2号様式 (第5条関係)
- 第3号様式 (第5条関係)
- 第4号様式 (第5条関係)
- 第5号様式 (第6条関係)
- 第6号様式 (第6条関係)
- 第6号様式の2 (第6条関係)
- 第11号様式 (第10号関係) 別紙のとおり

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(注) 対照箇所にあるアンダーラインを引くこと。

第12条 証明手数料は、校長が次の各号のいずれかに該当する証明書を、そのつど徴収する。ただし、沖縄県立高等学校に在籍する生徒以外に、沖縄県立高等学校に在籍する生徒以外に卒業した者は、そのつど徴収しない。

省 略

- 第1号様式 (第6条関係)
- 第2号様式 (第6条関係)
- 第3号様式 (第6条関係)
- 第4号様式 (第6条関係)
- 第5号様式 (第7条関係)
- 第6号様式 (第7条関係)
- 第6号様式の2 (第7条関係)
- 第11号様式 (第10条関係) 別紙のとおり

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第11号様式 (第10条関係)</p> <p>入学料減免申請書</p> <p>高等学校長 殿</p> <p>本人住所名 中学校 氏保護者住所名 印 印</p> <p>沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則第10条の規定により、入学料を(免除・減額)されたいと申請いたします。</p> <p>(理由)</p> <p>注意 1 志願者が未成年の場合、本人の押印を省略すること がで 2 免除、減額のいずれか該当するものを○で囲むこと。</p>	<p>第11号様式 (第10条関係)</p> <p>入学料減免申請書</p> <p>高等学校長 殿</p> <p>本人住所名 中学校 氏保護者住所名 印 印</p> <p>沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則第10条の規定により、入学料を(免除・減額)されたいと申請いたします。</p> <p>(理由)</p> <p>注意 1 志願者が未成年の場合、本人の押印を省略すること がで 2 免除、減額のいずれか該当するものを○で囲むこと。</p>